

関係団体ヒアリングによる意見等に対する県の考え方について

資料 2

1 制度全般について

NO	意見者	意見等	意見等に対する県の考え方
1	団体	<p>・当協会の会員の車両について、四日市地区等規制区域の業者が保有している運搬車両についてはほとんどの車両が適合車となっております。今般の規制は、規制区域外にある非適合車が規制区域に流入することの対策であります。急激な規制は混乱を招くので徐々に規制することが肝要と考えます。そこで、三重県流入車対策会議での検討事項も踏まえ当協会としては下記のとおりの意見です。</p> <p>記</p> <p>県のシミュレーションの結果、平成32年度に環境基準の超過が予測されるのは国道23号沿道のみとされており、流入規制地域を「国道23号のみ」とした場合でも環境基準が達成可能(対象規制車を「非適合車及び長期規制適合車」とすることが必要)とのことであること。また、流入対象を国道23号線のみとした場合、国道1号線等に非適合車が迂回しても国道1号線各局での環境基準は満足するとの結果も得ている。</p> <p>さらに、流入規制地域を国道23号線のみとし、対象車種も大型3車種に限定していること。</p> <p>以上のことから、当協会の意見としては、環境基準超過が予測される国道23号のみとし、対象規制車種を「非適合車」とし、中間目標年度である平成27年度の対策効果を検証してから、今後の対策を検討するのが妥当と考えます。</p>	<p>・現在の二酸化窒素環境基準の達成状況を踏まえ、生活環境の保全と経済に与える影響等を総合的に判断し、合理的な対策となるよう検討を行った結果、当面は、流入抑制対象地域を「国道23号」のみとし、流入抑制対象車を「車種規制非適合車」、「大型3車種」、運行形態を「発着車」として、県要綱で実施する予定です。</p> <p>なお、削減計画の中間目標年度である平成27年度の二酸化窒素の環境基準達成状況を踏まえて、平成28年度に制度や運用の在り方などについて再度検討することとします。</p>
2	団体	<p>・流入車抑制対策を導入する際には、港湾を利用する運送事業者など対策地域を走行する者に対して、十分な周知期間を設けることが必要と考えます。</p> <p>・対策地域を走行する運送事業者等に過度な負担(荷主等から運行車両の買い替えの強要など)がかからないよう荷主等に対して、説明や理解を行うことが必要と考えます。</p>	<p>・三重県流入車対策制度を実施するにあたっては、関係機関の理解が得られるよう説明を行うとともに、必要な周知期間を確保する予定です。</p>
3	団体	<p>・環境保全の観点から改善対策は必要であると考えますが、同時に、地域の経済活動への影響、企業活動への影響も考えながら進めていただきたい。</p> <p>・同流入車抑制対策が検討されていることの周知も、しっかり行っていただきたい。</p>	<p>・現在の二酸化窒素環境基準の達成状況を踏まえ、生活環境の保全と経済に与える影響等を総合的に判断し、合理的な対策となるよう検討を行った結果、当面は、流入抑制対象地域を「国道23号」のみとし、流入抑制対象車を「車種規制非適合車」、「大型3車種」、運行形態を「発着車」として、県要綱で実施する予定です。</p> <p>なお、削減計画の中間目標年度である平成27年度の二酸化窒素の環境基準達成状況を踏まえて、平成28年度に制度や運用の在り方などについて再度検討することとします。</p> <p>・三重県流入車対策会議を開催する場合は、ホームページで事前に周知し、会議は公開で実施しています。また、会議の開催状況等は「三重の環境」ホームページにて公開しています。</p>
4	企業	<p>・弊社としましても地元企業として流入抑制対策に協力をさせていただきます。しかしながら、弊社には一部において古いタイプの車両が在籍しており、秋の行楽シーズン等の繁忙期には、お客様のご要望によりやむなく対策箇所に入流せざるを得ない場合もある旨、ご理解賜われればと思います。</p>	<p>・三重県NOx・PM法対策地域の環境改善に向けて引き続き車種規制適合車での運行に努めて頂きますようお願いいたします。</p>

2 荷主等について

5	企業	<p>・三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画における流入車への対応につきまして、県の検討案を拝見しました。内容によりまずと国道23号線を走行する車両を対象を絞り、通行車両は排出基準適合車を使用することを目指し、荷主は運送事業者等に適合車使用の要請に努めるとあります。</p> <p>運送事業者に要請することは、何ら問題もなく難しいことではないでしょう。ただ、適合不適合の確認など、実行面におけるチェック体制も機関も確立されたとは聞いておりません。適合車の運用は、運送事業者の自主的な運営に委ねるということでしょうか。</p> <p>東京都や大阪府などのように自治体として条例を制定し、厳しく管理運営して行かなくては実効はあがらないと思います。対策としてやるなら中途半端なことではなく、覚悟をもってやるべきだと思います。</p>	<p>・一定規模以上の荷主等(特定荷主等)は、出入りする車両の適合・非適合を確認し、毎年、県にその状況を報告して頂く予定です。また、その状況報告は、県のホームページで公開し、特定荷主の取組内容を広く周知していきたいと考えています。</p>
6	企業	<p>・荷主から運送事業者に対して「適合車で来るよう依頼」を行うことについて、荷主では管理できない運送事業者(商社経由依頼の事業者、宅配便等)も存在する。全ての運送事業者に対して依頼を行うことは困難であり、依頼すべき運送事業者と契約を交わしている事業者に限定すべき。</p>	<p>・荷主には、「自らが物品等を購入する場合」等も含まれますので、その場合、荷主から物品等の販売等をする者に対して、車種規制適合車を使用して物品を搬入していただくよう要請することになります。よって、商社が依頼した運送事業者が物品を搬入する場合は、荷主は商社に対して要請をお願いします。</p>
7	企業	<p>・対策地域内の特定荷主に対する現状分析・解析が不足しているのではないかと、ここがボケていると、対策(荷主に対し求める事項)による効果が見えてこないように思う。</p>	<p>・今後、対策地域内の特定荷主に対して、運送事業者への発注依頼方法等の実態を把握したうえで、効果的な対策を検討します。</p> <p>なお、荷主から運送事業者等への適合車での使用の要請方法としては、次のような方法を考えています。</p> <p>(1)車種規制適合車を使用するよう契約書に記載する。</p> <p>(2)運送事業者等に対して文書や周知用チラシ等を配布して依頼する。</p> <p>(3)荷下ろし場などの敷地内に車種規制適合車を使用する旨の看板を設置する。</p> <p>こうした方法を参考にして、荷主から運送事業者等に対して依頼を行って頂くようお願いいたします。</p>

3 その他

8	企業	<p>・三重県内に於ける適合車の普及策が重要と考える。補助金制度や更なる特典として例えばETC割引を展開するなどの推進策はどうか。</p>	<p>・三重県中小企業融資制度の中には、昨年度より長期規制車から最新規制適合車への買い替えに対する融資制度を設けています。なお、その他の割引などの優遇制度については、今後の施策の検討に際して参考とさせていただきます。</p>
9	団体	<p>・関係事業所に対して意見を伺ったところ、取組は従来から進めているとの回答である。</p> <p>地元運輸関係事業者については適合車への買い替えを適宜進め、大口荷主への周知も適宜取組を進められているとのことであり、この点に関しては関係者の取組を尊重したいと考えている。</p> <p>一方で他県からの流入対策、交通の分散化などの観点で考えると早期の道路整備による交通量分散が難しい状況からも、伊勢湾岸道路等の既設有料道路への交通誘導が現実的に必要と思われ、それらの通行料金割引などによる交通誘導施策を、ご検討頂きたいと考えている。</p>	<p>・伊勢湾岸道路等への交通誘導では、対策地域全域での窒素酸化物等排出量削減につながるものと考えられます。しかし、流入抑制地域とする「国道23号」についてみると、平成22年度に三重県が行ったナンバープレート調査では、三重県対策地域外から流入してくる普通貨物車等の約9割以上が、国道23号周辺の対策地域に目的をもってきていることが判明していることから、伊勢湾岸道路等の既設有料道路への交通誘導施策をしても、1割程度の車両は誘導される可能性はありますが、国道23号の道路沿道に影響が見られるほどの交通量の変化はないと考えられます。</p>
10	団体	<p>・三重県流入車抑制対策については、県内対策だけでなく他県との広域的な連携が必要と考えます。</p> <p>また、荷主等から運送事業者等に対し、抑制対象地域について迂回協力要請を行った結果、迂回率の高い関係者に対し、表彰等のインセンティブを設ける。</p> <p>自動車NOx・PM法の対策については、バイオディーゼル燃料が従来の規格より純度の高い高品質の燃料精製が可能になっている。</p> <p>このため、クリーンエネルギーであるバイオディーゼル燃料の積極的な活用とともにバイオディーゼル燃料スタンドの普及などインフラ整備が必要であります。</p>	<p>・自動車NOx・PM法対策地域をもつ三重県以外の7都府県では、すでに条例や要綱で流入車対策を講じています。三重県の対策地域は、愛知県の対策地域と連続していることから、愛知県の流入車対策要綱(H22年度施行)の効果等を参考にしながら、三重県の地域の実情に応じた流入車対策を実施していきたいと考えています。</p> <p>なお、表彰等のインセンティブ付与やバイオディーゼル燃料スタンドの普及に関しては、その効果や必要性などを検討したうえで、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
11	団体	<p>・当所の環境関連の担当者の意見としましては、先般、ご来所いただいた時にお話しさせていただきました通り、対策地域のISO14001認定事業所を中心に古いトラックの乗入制限を周知すると共に、伊勢神宮(ご遷宮)、熊野古道、長島温泉、鈴鹿サーキット等の大型観光地に協力していただいて、古い大型バスの乗入制限を進めてはどうか。</p>	<p>・ISO14001認定事業所への周知については、今後の流入車対策制度の周知啓発の中で検討していきます。</p> <p>・対策地域内の観光地については、今後、流入車対策制度の周知啓発に合わせて、協力依頼を行う予定です。</p>